

レジをご使用になる会員様に対しての補助金です

A型 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。※レジには、POS機能を有していないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。

※登録されている業者に頼むだけなので手続きは簡単です。予算額に限りがございますので、お早めの申請をおすすめいたします。

A-1型

レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

A-2型

レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

A-3型

モバイルPOSレジシステム

複数税率に対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせ、レジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。

A-4型

POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

- ◆いずれも、補助額はレジ1台あたり20万円が上限です。
- ◆複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限とします。
- ◆申請サポート制度が充実しています。

※代理申請にご協力いただけるメーカーや販売店、ベンダーなどについてはホームページ(<http://kzt-hojo.jp/>)をご参照ください。



B型 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム(EDI/EOS等)を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

B-1型

受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

B-2型

受発注システム・自己導入型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

- ◆原則、既にEDI/EOS等の電子的受発注を利用している事業者が対象です。
- ◆B-1型は、指定事業者による代理申請を原則とします。
- ◆B-2型は、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスが対象です。
- ◆補助上限額は、発注システム側・受注システム側の改修・入替ごとに異なります。

<申請受付期限>

- A型及びB-2型(事後申請) : 平成29年5月31日までに申請
- B-1型(事前申請) : 平成29年3月31日までに事業が完了するように申請(交付決定以前に作業着手した場合は補助対象になりません。)

<HP> <http://kzt-hojo.jp/>

<軽減税率対策補助金事務局コールセンター> 0570(081)222

(受付時間: 9時~17時(土・日・祝除く) / 通話料有料)

※IP電話等からの番号 03(6627)1317

金利情報

現在お借入れ中のマル経金利が、借換することにより、
低減されるかもしれません！！

日本政策金融公庫「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」

- ① 普通貸付、特別貸付、小規模事業者経営改善資金貸付(マル経)および生活衛生貸付をご利用される方
- ② 貸付日からおおむね1年以内に新たに1名以上の若者(35歳未満)を雇用する方

①・②ともに該当する方は各融資制度に定める利率から**-0.1%**低減されます

 (例)マル経融資金利**1.30%** (H28.6.30現在) → **1.20%** (※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。)

融資に伴う保証料及び利子の負担軽減制度

【①保証料及び利子の負担軽減制度】

京都府の中小企業融資制度の中で、「小規模企業おうえん資金」制度をご利用され、下記条件を満たす中小企業者
に、木津川市より、保証料と利子の補給金が受けられます。

1. 市内に店舗、工場又は事務所を有し、かつ継続してその事業を営むことが確実と認められること。
市内に住所(法人にあっては、本店又は支店所在地)を有し、かつ、継続してその事業を営むことが
確実と認められること
2. 市税を完納していること

※保証料補給金については、同一年内1企業者1回を限度として、保証協会に支払った保証料の金額で10万円を
上限として、予算の範囲内で補給金が交付されます。

※利子補給金は、同一年内1企業者1回を限度として、融資を受けた方が返済条件に基づいて当初の1年間に
支払った利子に対して、2分の1以内の金額を予算の範囲内で補給金が交付されます。

【②保証料率割引制度】

商工会等の経営支援を継続的に受ける意欲のある府内の中小企業者の方で、融資申込前の事前支援と融資実行
後の事後支援を受けていただくことで、保証料率を0.1%~0.2%(融資制度によって異なる)引き下げられます。

詳しくは、商工会までお尋ねください。

「一日公庫」 ~in 木津川市商工会 ~

日時：平成28年7月28日(木) 10:00~16:00

会場：木津川市商工会(本所) 京都府木津川市木津南垣外83-3

対象：木津川市商工会の会員企業の方

申込：要 (「一日公庫」案内・申込用紙は別途会員様宛に郵送しております。申込用紙が
お手元がない場合は商工会までご連絡下さい。)

相談
無料

【お願い】正式にお申込される方は、本申込票に加えて下記の資料もご用意ください。

- 借入申込書
- 企業概要書(はじめてお申込される方)
- 確定申告書・決算書(直近2期分)
- 試算表(未作成の場合は決算以降の売上が分かる資料)
- 見積書(設備資金をお考えの方)



小規模企業共済制度【経営者の退職金】

小規模企業の個人事業主が事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、第一線を退いたときに、それまで積み立ててこられた掛金に応じた共済金をお受け取りになれる共済制度です。

平成28年4月の制度改正

1. 「個人事業主が配偶者又は子に事業の全部を譲渡した場合」の共済事由が「準共済事由」から「A共済事由」に引き上げられました。
2. 「会社等役員の退任(疾病・負傷・死亡・解散を除く)」のうち、「会社等役員の退任日において65歳以上の場合」の共済事由が「準共済事由」から「B共済事由」に引き上げられました。
3. 分割共済金の支給回数が年4回から年6回となりました。
4. お手続きの際に現金がなくても加入や増額ができるようになりました。

小規模共済のここがオススメ!!

- ・掛金は全額所得控除
- ・無理のない掛金 月額1,000円～70,000円の範囲で自由を選択
- ・共済金の受取りは一括・分割・併用の3タイプ
- ・受取り時にも税制面で大きなメリット

一人で建設業を営んでおられる事業主の方必見!!【一人親方等の特別加入制度】

労災は、労働者を対象に創設された保険制度の為、通常、経営者(事業主)は加入できませんが、1年間で100日以上労働者を使用している場合のみ、経営者(事業主)が労災に加入できる制度があり、これを「特別加入制度」といいます。

ただし、一人で事業を営んでおられる方や、特別加入制度の加入者であっても1年間で100日以上労働者を使用しなくなった場合は、特別加入制度の加入条件に当てはまらない為、労災事故等による補償がなされない場合があります。

そこで、当商工会事務組合では、建設業に限り、お一人で事業を営んでおられる方が加入できる特別加入制度(一人親方等の特別加入)の手続きを行い、今年の4月から、随時受付を行っております。詳しくは、商工会までお尋ねください。



アル・プラザ木津 夏祭り ～ 出店募集 ～

アル・プラザ木津にて夏祭りが開催されます。
出店ご希望の事業所様は、商工会までお電話でご連絡お願いいたします。

開催日時：8月6日(土)15:00～19:30 荒天中止

場所：アル・プラザ木津 正面駐車場(立体駐車場スロープ側)

内容：ビンゴ大会、夜市 (ショー・ミニイベントもあり)

出店料：1,000円

申込締切：7月19日(火)

主催：(株)平和堂 アル・プラザ木津 ※商品によっては出店をお断りすることがございますのでご了承下さい。



< タッキーのつぶやき



たけのこタッキー
@Tacky_takenoko

山城ぬくもりの里 夏祭りに参加することになったよ～、たこ焼やフランクフルトをいっぱい食べるんだー、みんなに会えること楽しみにしてるよ～!

【山城ぬくもりの里 夏祭り】

日時：平成28年7月31日(日)15:30～18:00(雨天中止)

場所：山城ぬくもりの里(〒619-0204 木津川市山城町上狛天竺堂1-1)

※駐車場に限りがありますので、乗合い又は公共交通機関及び町内送迎バスをご利用ください。

木津川市商工会
木津川市木津南垣外83-3
TEL: 72-3801 FAX: 72-6564

山城支所
木津川市山城町上狛北的場15
TEL: 86-3157 FAX: 86-4064

加茂支所
木津川市加茂町里南古田24
TEL: 76-2970 FAX: 76-7211